

統計法のポイント

～「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へ～

背景

統計制度改革検討委員会(内閣府)

- ・ 統計の体系的整備
- ・ 「司令塔」機能の強化

統計法制度に関する研究会(総務省)

- ・ 統計調査の民間委託の推進
- ・ 統計データの二次的利用の促進

経済財政運営と構造改革に関する
基本方針2006(H18.7.7閣議決定)

(統計制度改革)

○ 統計法制度を抜本的に改革する
ための法律案を次期通常国会に
提出

概要

公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画の策定、統計データの利用促進に関する措置等を内容とする、現行統計法の全部改正(統計報告調整法の廃止)を行う。

1. 公的統計の体系的整備

- 公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画を閣議によって決定することを法定化(おおむね5年ごとに変更)
- 国勢統計、国民経済計算及び行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計を基幹統計として位置づけ、作成・公表に関して必要な規定を整備
- 基幹統計調査について、報告義務やかたり調査の禁止などの規定を整備

2. 統計データの利用促進と秘密の保護

- 委託に応じた集計による統計の提供、匿名性の確保措置を講じた調査票情報(匿名データ)の提供に関する規定を整備
- 調査票情報等の適正管理義務、守秘義務や目的外利用の禁止(罰則付き)などの規定を整備。これらの規定を統計調査事務の受託者に対しても同様に適用

3. 統計委員会の設置

- 基本計画案など法律の定める事項について専門的かつ中立公正な調査審議を行う統計委員会を内閣府に設置